

令和4年度島田市障害者計画策定業務委託 プロポーザル実施要領

1. 募集の主旨

第4次島田市障害者計画の計画期間が平成30年度から令和5年度までとなっており、令和6年度以降も、引き続き障害のある人もない人も地域の中で自分らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指す必要があり、そのために障害福祉施策の推進に取り組んでいくための計画策定が必要なため、島田市では令和6年度を初年度とする障害者計画を令和4～5年度において策定する。

策定にあたっては、行政計画策定支援等の実績を備え、各種調査・報告・先行事例等の調査・分析、市民意識の分析、および国の動向などに基づく専門的見地から、計画の策定支援に携われる事業者を選考する。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和4年度島田市障害者計画策定業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙「令和4年度島田市障害者計画策定業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 委託料限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

実態把握調査 2,926,000円以内 ※令和4年度実施

計画策定業務 4,433,000円以内 ※令和5年度実施

合計 7,359,000円以内

3. 委託業者選考方法

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに応募しようとする提案業者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し

- ていない者であること。
- (2) 島田市の入札参加資格の審査を受け、その資格を有する者。（委託業種その他）
 - (3) 応募書類の提出日から契約の締結日までに、島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
 - (4) 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更正手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
 - (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。

5. 選定までの日程

項番	手続き等	期限等
(1)	募集要項の公表	令和4年6月16日(木)
(2)	質問表提出期限	令和4年6月27日(月)
(3)	質問表に対する回答期限	令和4年7月1日(金)
(4)	応募書類の受付期間	令和4年6月16日(木)～7月13日(水)
(5)	選定会(プレゼンテーション、ヒアリング)	令和4年7月27日(水)予定
(6)	選定結果の公表	令和4年8月3日(水)予定
(7)	契約内容の調整、仕様書の決定 契約締結	令和4年8月中旬予定

6. 質問表の提出と回答

- (1) 質問期限：令和4年6月27日（月）17時まで
- (2) 質問方法：本実施要領及び仕様書について問い合わせがある場合は、質問表（様式第1号）により作成し、下記12「本件担当部課」宛に電子メールで送信すること。
- (3) 回答方法：質問に対する回答は、令和4年7月1日（金）17時までに、電子メールにて参加申込した全事業者へ回答する。

7. 提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和4年7月13日（水）17時まで
- (2) 提出場所：下記11「本件担当部課」に同じ
- (3) 提出方法：参加申込書（様式第2号）及び下記の書類に様式第3号を表紙につけ、7部提出すること。

①企画提案書（A4版、両面刷、様式任意 10ページ以内）

仕様書に基づき、別紙1「評価基準」を踏まえた上で、提案を明記すること。

②業務計画書（A4版、両面刷）

i) 会社概要書（様式第4号）

ii) 業務経歴書（様式第5号）

iii) 実務実施体制（様式任意）

※管理責任者及び担当者の氏名、業務の分担内容及び調査や計画策定の業務実績等も記載すること。

iv) 業務工程表（様式任意）

v) 本業務の具体的方針、具体的な実施手法（様式任意）

③見積書（A4版、両面刷、様式任意）

i) 本業務の工程毎の内訳（業務項目）

ii) 本業務の見積額（算出根拠）

④その他提案にあたってアピールすべき事項（様式任意）

※提出資料は返却しないため、各自必要に応じてコピーをとること。

※市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

8. プレゼンテーションの実施について

- (1) 開催日時：令和4年7月27日（水）予定

※プレゼンテーションの実施時間は別途連絡する。

- (2) 開催場所：島田市役所 会議棟 C会議室

- (3) 説明時間：1者25分以内、質疑応答10分 計35分とする。

- (4) 説明者：3名以内とする。なお、プレゼンテーションを行う者は、契約成立後に本業務に従事する者が行うこと。

- (5) 機材：プロジェクター、スクリーンは、島田市福祉課で用意する。

その他必要な機材は説明者が用意する。

- (6) その他：①実施日時を変更する場合がある。その場合は、改めて通知する。
- ②説明は事前に提出された提案書等に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。
- ③原則対面により実施するが、新型コロナウイルス感染症の流行状況を勘案しオンライン形式で実施する可能性がある。その場合は、改めて通知する。

9. 提案書を特定するための選定方法

(1) 選定委員会

提案書及びプレゼンテーションを合議により審査するため、選定委員会を設置する。

(2) 選考方法

選定委員会にて、基準に基づき評価を行う。

応募者を対象にしてプレゼンテーション審査を実施し、総合的な評価で決定する。

(3) 評価基準

別紙1 評価基準表を参照

(4) 決定

①選定結果は文書で通知する。

②応募条件を満たしていないことが判明した場合、提出書類の評価は一切行わない。

10. その他

- (1) 提案にあたっては、島田市ホームページの総合トップページ > くらし情報 > くらし・福祉 > 福祉・介護 > 福祉計画 > 第4次島田市障害者計画・第6期島田市障害福祉計画及び第2期島田市障害児福祉計画に掲載の島田市障害者計画を参考にすること。

<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/kurashi-docs/syougaisyakeikaku-syougaihukushikeikaku.html>

- (2) 市は、この案件に参加申込した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

- (3) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、市において情報開示等が必

- 要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
 - (5) 選考結果についての異議申し立ては受け付けない。
 - (6) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。

11. 本件担当部課

〒427-8501

静岡県島田市中央町1番の1

島田市健康福祉部福祉課 障害者支援係（担当：海野・山内）

TEL 0547-36-7154

FAX 0547-37-0235

e-mail: fukushi@city.shimada.lg.jp